

県産材製品利用促進緊急対策事業運営要領

長野県工務店協会
令和4年4月1日

第1 趣旨

県産材製品利用促進緊急対策事業実施要領（令和3年10月20日付け3信木利第83号林務部長通知。以下「要領」という。）第5第2項の規定により県産材製品利用促進緊急対策事業の実施にあたっては、この運営要領により実施するものとする。

第2 用語の定義

(1) 事業実施主体

県内に本店を有する住宅建設事業者とし、地方公共団体及び公共的団体を除く者とする。

(2) 新築工事

県内に一戸建て住宅を新たに建設する工事をいう。

(3) リフォーム工事

県内に所在する住宅の増築（既存の住宅部分の存しない箇所に住宅部分の床面積を増加する工事をいう。）、改築（既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事をいう。）、修繕、模様替えその他の住宅の機能を回復又は向上させる工事をいう。

(4) 県産材製品

信州木材認証製品センターが定める信州木材製品認証基準に基づき認証を受けた木材。

第3 補助対象

長野県工務店協会（以下、協会という。）は、次の各項に定める項目を基本として、住宅に製材、合板、集成材等の県産材製品を使用する場合に県産材製品の使用量に応じて事業実施主体に対する補助を行うものとする。

2 事業実施主体は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

(1) 補助対象となる県産材製品は信州木材認証製品とする。

(2) 補助対象となる県産材製品は、申請した住宅で使用する。

(3) 県産材利活用宣言書を提出し、配布された「宣言プレート」を事務所に掲示した上で、引き続き県産材の利活用の推進に努めること。また、県産材利活用宣言書をホームページで3年以上公表すること。ただし、協会のホームページで公表する場合は、この限りでない。

(4) 県産材に係る商談会等に参加し、施主に県産材製品を使用した住宅の購入等を促すこと。

(5) 協会が実施する県産材製品使用状況調査に協力すること。

(6) 補助対象となる住宅は、長野県建設部の令和4年度信州健康ゼロエネ住宅普及促進事業の助成対象に該当しないこと。ただし、当該事業の募集が終了している場合はこの限りではない。

3 原則として、事業実施主体は、2棟まで申請できるものとする。ただし、新築工事の実績で1棟当たりの木材使用量のうち県産材を80%以上使用している場合、又は令和3年度県産材製品利用促進緊急対策事業を活用している場合は、1棟までとする。

ただし、予算執行状況によって、変更することがある。

4 協会は、事業実施主体が県産材利活用宣言書の公表するためにホームページの改修を行う場

合、必要な経費（委託費）について補助を行うものとする。ただし、20,000 円を上限とし、事業完了までに実施したものに限る。

第4 助成金の額

助成金の額は、以下のとおりとする。

区分	補助金額（円/m ³ ）	上限金額（円/1棟）
新築工事	22,000	440,000
リフォーム工事		150,000
-	補助率	上限金額（円/1者）
ホームページ改修費	10分の10以内	20,000円

第5 使用する木材

県産材製品については原則として、信州木材認証製品センターが認証する認証製品を使用すること。

第6 対象とする木材利用

対象とする木材利用は、前項に定める県産材製品を住宅の新築又はリフォーム工事を行う場合に、住宅の構造躯体、内装等に長期的に利用することとする。

なお、木材利用量の把握が可能な場合は、対象とする木材利用に第5に定める県産材製品を建具や造り付けの家具等に利用することを含めることができる。

第7 公営住宅

第3に規定する住宅には、公営住宅を除くものとする。

第8 他の国庫事業等との重複

第3に規定する補助対象が他の国庫補助事業及び地方公共団体の補助事業と重複して交付を受けることはできない。

第10 補助単位

補助の対象は、1件あたり住宅1棟とする。

第11 補助申請

第12から規定する申請等は、県産材製品の利用を継続的に行うことを目的とすることから、事業実施主体が行うものとする。

第12 事業計画書

事業実施主体は第6の規定による木材を発注する前（1週間前までを目安）に、県産材製品利用促進緊急対策事業計画書（様式第1号）を作成し、長野県工務店協会（以下、協会）へ提出するものとする。

- 前項に規定による事業計画書を提出するときは、県産材製品使用量算出表及び工事請負契約書（又は請書）の写し（ただし、契約前に申請を行う場合は、見積書でも可とする）、図面（平面図、立面図）、ホームページ改修に係る見積書、県産材活用宣言書、計画書の提出時チェックリストを添えて提出するものとする。
- 協会は、前項に規定する事業計画書の提出があったときは、内容を審査の上、予算状況に応じて事業の適否を決定するものとする。
- 協会は、前項の規定により適否を決定したときは、事業実施主体に通知しなければならない。
- 事業計画書の申請受付は、協会が別に定めるものとする。

第13 事業計画書の受理

事業計画書の受理について、以下の各号により取り扱うこととする。

- (1) 事業計画書の提出があった際は、事業計画書を受理した日による先着順とする。ただし、予算の額に達することとなる事業の適否を決定する日において、予算残額以上に事業計画書の提出があったときは、当該適否の決定をする日に適否を決定すべきものと認めた事業計画書のうちから、抽選により決定しなければならない。
- (2) 前項の抽選により事業計画書の適否の判定がなされなかったものは補欠とし、前項の抽選の日が属する年度の事業計画書受付期間までに、事業計画の決定の取り消しが生じたときは繰り上げて事業の適否を判定するものとする。この場合において、補欠の順位は、あらかじめ抽選により決定する。
- (3) 補助事業は、県産材製品の価格が価格高騰前基準単価（長野県木材市況；令和3年2月；製材品価格；スギ乾燥材（厚10.5cm、幅10.5cm、長3.65～4m）とヒノキ乾燥材（厚10.5cm、幅10.5cm、長3.65～4m）の平均価格）に戻った月の末日をもって申請受付を終了する。

第14 事業の変更

事業実施主体は、第12第1項により提出した計画書の内容のうち下記に該当する変更を行おうとするときは、県産材製品利用促進緊急対策事業計画変更申請書（様式第2号）を協会に提出するものとする。

- (1) 県産材利用量の変更等による、補助金額が30%以上の増
- (2) 完了日の延長

なお、県産材利用量の変更等による、補助金額が30%未満の増、及び補助金額の減については、補助金交付申請に計画変更申請を兼ねることができる。

- 2 前項に規定する変更計画書（又は補助金交付申請書）を提出するときは、第12第2項に規定する書類に変更箇所がわかるよう明記し、提出するものとする。
- 3 補助事業者は、前項の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合は事業実施主体に対し、変更決定をするものとする。

第15 事業の完了

補助事業等が完了したときとは、当該事業に係る行為の種別ごとに以下のとおりとする。

- (1) 住宅の新築・リフォームで使用する補助対象となる県産材製品の購入が完了した日（購入に係る支払いが終了した日）、又は、ホームページ改修が完了した日（改修に係る費用の支払いが終了した日）のいずれか遅い方とする。
- (2) 前項の規定による完了期限は、協会が別に定める日とする。

第16 補助金の交付申請

事業実施主体は、第12第1項の規定により提出した事業が完了したときは、県産材製品利用促進緊急対策事業助成金交付申請書（様式第3号）を補助事業者に提出するものとする。

交付申請書を提出するときは、県産材製品の材積がわかる書類（信州木材認証製品センターが発行する信州木材認証製品出荷証明書の写し、図面（変更がある場合）、写真等）と県産材製品の購入手続きに係る書類（発注書、納品書、請求書、領収書（支払ったことが分かる書類）、それぞれの写し）、また、必要に応じて、ホームページ改修に係る書類（見積依頼書、見積書、請書、請求書、領収書（支払ったことが分かる書類）、それぞれの写し）を添えて申請するものとする。

協会は、必要に応じて補助金の交付申請書の提出期限を別に定めることができる。

第17 調査

協会は、事業実施主体から交付申請書の提出があった際は、次に掲げる事項について調査を実施するものとする。

- (1) 県産材製品の購入等に係る事務手続きの確認
- (2) その他交付申請書に記載された事項の確認

協会は、交付申請書の提出があった際は、現地調査ができるものとする。

また、この調査に関し、事業実施主体は立会その他協力をしなければならない。

第18 確定

協会は、第17による実績概要書の内容を調査し、相当と認められるときは、補助申請者に対し、県産材製品利用促進緊急対策事業助成金確定通知（様式第4号）により、補助金の交付決定及び補助金額の確定を行うものとする。

第19 請求

事業実施主体は、助成金の交付請求を行うときは、県産材製品利用促進緊急対策事業助成金請求書（様式第5号）によるものとする。

第20 事業の中止、廃止

事業実施主体は事業を中止、又は廃止しようとする場合は、県産材製品利用促進緊急対策事業計画取下申請書（様式第6号）を協会に提出するものとする。

協会は、前項の規定による取下申請書の提出があったときは、中止等をしようとする事業の調査を行うものとし、やむを得ないものと認められるときは同意するものとする。

第21 事故報告

事業実施主体は、処分制限期間内に天災及びその他の事故により、当該事業により取得した住宅・建築物等の財産に事故があったときは、協会に届け出るものとする。

第22 補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還

事業実施主体は、本運営要領の他、補助金等交付規則（昭和34年3月23日付け長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び木材関係事業補助金交付要綱（平成3年7月10日付け3林業第163号。以下「要綱」という。）並びに県産材製品利用促進緊急対策事業実施要領（令和3年10月20日付け3信木利第83号。以下「要領」という。）に従わなければならない。

- 2 事業実施主体が前項に違反した場合、協会は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。
- 3 協会は前項による補助金の交付決定の取り消しがあった場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、この期限を定めて返還を求めることができる。